

令和2年度教育費援助制度のお知らせ

「就学援助費・特別支援教育就学奨励費」

狛江市では、経済的理由で就学困難な児童・生徒の保護者に対して、給食費や学用品費の代金の一部を援助する制度「就学援助費」と、特別支援学級に在籍し、又は特別支援教室に通っている児童・生徒がいる保護者に対して、経済的負担を軽減するための援助制度「特別支援教育就学奨励費」を実施しています。ご希望の方は、下記のとおり申請ください。

◆申請受付期間・時間◆

令和2年4月1日（水曜日）から令和2年4月30日（木曜日）まで
午前8時30分から午後5時まで

【臨時窓口】

※平日の日中に提出できない方のために臨時窓口を設けます。

- ①4月22日（水曜日）午後8時まで
- ②4月26日（日曜日）午前9時から午後1時まで

※上記申請受付期間以降でも申請可能です。その場合、申請された日の翌月分から認定になります。

◆申請先◆

狛江市役所3階学校教育課窓口

※学校経由及び郵送での提出は受付できません。

◆申請に必要なもの◆

- 1 就学援助費及び特別支援教育就学奨励費受給申請書
- 2 印鑑
- 3 【借家の方】
令和元年12月の家賃金額のわかる書類のコピー
（例）賃貸借契約書など
- 4 【令和2年1月1日現在狛江市に住民登録のない方】
2019年中の収入又は所得を確認できる証明書
（例）源泉徴収票、所得税確定申告書のコピー（受付印があるもの）
令和2年度課税（非課税）証明書（後日提出可）

※書類に不備等があると受理できない場合があります。余裕を持ってご持参ください。

※前年度対象であった方も、毎年度申請が必要です。

※狛江市外にお住まいの方は、居住地の教育委員会へお問合せください。